



陸上同棉介

推古天皇しながのやまののみかみ磯長山田陵

(大阪府南河内郡山田村大字山田)

陵は南面三壇に築きたる方墳にして、南北西各々三十間東二十七間高さ五十一尺、四周に空堀土手を環し陵上に砂礫を葺きたるもの今尙疎に存し松樹蒼生す、陵は東西に傾斜せる丘阜上に位し、西側外堤特に高く崖、數十尺を算し一層の森嚴さを加ふ

御名 豊御食炊屋姫尊とよみけかきひめのみこと 初め額田部皇女と曰す、欽明天皇第三皇女、御母皇太夫人堅鹽媛用明帝の同母皇妹、文帝十五年御降誕、敏達天皇五年三月皇后とたち、崇峻天皇崩後皇嗣なく群臣天皇に請ひ奉る即ち請を入れて十二月大和國豊浦宮とよらのみやに即位、翌丑歳四月皇甥厩戸皇子(聖德太子)を皇太子と立て万機を攝せしめ給ふ、即ち太子馬子等と議し冠位を定め憲法を制定、國史を撰み又新羅を征し給ふなど御治蹟多し、小野妹子を遣唐使とし留學生を送るなど我が國文化に貢獻する處亦大なり、即位十一年亥歳十月都を大和國小墾田おほらたに遷し天が下治めし給ふ、御在位三十六年戊子歳二月二十七日、聖體不豫三月七日(紀元一千二百八十八年陽四月十八日)御壽七十五歳にて崩じ給ふ、天皇特に御仁慈厚く比年飢饉にて民百姓は難澁しをれば、陵を興して厚く葬るを留め便宜竹田皇子の墓に附葬せよと遺詔せらる、依つて九月二十四日詔に遵ひ竹田皇子の墓に附葬し奉り、推古天皇と追諡す、我國女帝の始めなり。

參攷日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記



長 山 田 陵



第三十四代
舒明天皇押坂内陵

(奈良縣磯城郡城島村大字忍坂)

陵は現兆域周回二百三十五間山の中腹に南面に築かれたる、上圓下方墳なり
下方三壇上圓二壇にして、上圓徑二十五間高さ四十六尺下方最下壇幅五十間
墳基より頂に至る九十一尺余、當初二寸厚位の長方形の石を段々に積み累ね
たるものよし、段々塚とは之に因りてか今は陵上松柏蒼鬱たり、亦本陵は
御母糠手姫皇女を御合葬す

御名 息長足日廣額尊 初め田村皇子と曰す、敏達天皇々孫(押坂彦人大兄
皇子の第一王子)御母妃糠手姫皇女、推古天皇元年御降誕、推古天皇崩御の
翌己丑正月御即位、翌寅歲正月實皇女を皇后と立て給ひ十月都を大和國飛鳥
に遷し給ふ、岡本宮是れなり丙申歲六月(八年)岡本宮炎上せしを以て田中宮
に徙り後百濟の川上に宮を御造營、庚子年(十二年)十月これに遷り給ふ、こ
れ百濟宮と曰す、御在位十三年辛丑歲十月九日(紀元千三百一年陽十一月二
十日)御年四十九歳にて崩御、十二月二十一日大和國滑谷崗に葬り、翌癸
卯歲九月六日改めて現陵に奉葬舒明天皇と追諡す。

參陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記



押 坂 内 陵



第三十六代
孝德天皇 大阪磯長陵

(大阪府南河内郡山田村大字山田)

陵は式制方五町とあるも附近山地を廣く收められたるか、現兆域周圍七十三間西南面にして山腹に築きたる徑十七間五分高さ二十六尺の圓墳なり、陵上には雜樹鬱蒼とせり、尙此陵は大化の葬式陵制に依りて小さく低く營まれたるものならん

御名 天萬豐日尊 初め輕皇子と曰す、敏達天皇皇曾孫(茅渟王の王子)御母妃吉備姫王、齋明天皇同母皇弟たり、推古天皇四年御降誕、乙巳歲六月皇極天皇の禪を受けて御即位遊さる、帝、即位の初め詔して元號を定め是年を以て大化元年となす、之實に我國年號の始とす、十二月難波長柄豐碯に都を遷し三年小郡宮を營み之に涉り白雉元年十月豐碯宮を修め二年十月之に遷り五年十月十日(紀元壹千三百十四年陽十一月二十七日)此宮に崩じ給ふ、天皇御從兄中大兄皇子(天智天皇)と謀り大いに政を改め給ふ、人材登用の道を開き、土地人民を朝廷に收め、人毎に頒ち授け、其人死すれば之を返納する法(班田收授)を定め又租庸調の税法を定め給ふ等、御事蹟實に多し、御在位十年、御壽五十九歲、同年十二月八日現陵に奉葬、孝德天皇と追諡す。

參陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記



大坂長崎



第三十七代 (第三十五代)

齊明天皇越智岡上陵

(奈良縣高市郡越智岡村大字車木)

陵は平地を抜くこと百余尺の急峻なる阜上にあり、三百余級の石階を登りて御拜所に達す、南面の圓墳にして高さ四十尺余此陵尙孝德皇后間人皇女天智帝皇子建王を附葬し奉り、二陵一墓なり、現兆域周圍百〇八間六分陵上には松樹鬱蒼とせり

御名 天豐財重日足姫尊初め寶皇女、敏達天皇々曾孫(茅渟王々女)御母妃吉備姫王推古天皇二年御降誕、初め用明天皇皇孫高向王の妃となり後、舒明天皇の皇后と立ち給ひしが、夫帝崩後皇嗣幼きを以て翌壬寅歲正月即位十月大和國小墾田宮に徙り翌癸卯歲四月飛鳥板蓋宮に遷御す時に蘇我入鹿の專横極に達し皇位をも懼れず、中大兄皇子藤原鎌足と謀り人鹿蝦夷父子を誅す之實に馬子大逆の後五十五年目、紀元千三百五年なり、御在位四年乙巳歲六月皇弟孝德帝に位を譲り給ふ、孝德帝崩御後皇太子讓讓して即位されず、天皇乙卯歲正月再び板蓋宮に即位し給ふ、是歲冬板蓋宮炎上の厄にあひ飛鳥川原宮に遷御せらる、然るに新羅唐兵を借り百濟を攻む、百濟使を我國に遣し、援を乞ふ庚申歲十二月、天皇親ら軍を率ひ辛酉歲正月難波宮を發し、西征三月筑紫長津宮に至られ、五月同朝倉に行宮を營み御し給ひしが、七月二十四日(紀元千三百二十一年陽八月二十七日)征途の行宮に崩し給ふ、御在位後朝七年御壽六十八歲、八月一日皇太子梓宮を奉し還幸、十一月七日飛鳥川原に殯し、七年の後丁卯歲、現陵に奉葬前朝を皇極後朝を齊明と追諡し奉る。

參照日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記



陵上同智越



第三十八代

天智天皇山科陵

(京都市東山區山科町)

陵は山下平林に南面に築かれたる上圓下方墳にして、下方三壇東西四十六間一分、南北四十五間七分、總高三十四尺、陵上には厚く砂礫を葺き、伏見桃山陵の御式に同じ、城内には老松柏鬱蒼として一層の尊嚴を加ふ、現兆城周圍八百二十三間九分、北に境山を負ひ南曠野に面す

御名 天命開 別尊初め葛城皇子又は中大兄皇子と曰す、舒明天皇第二皇子、御母齊明天皇推古天皇の三十四年御降誕、皇極天皇の時藤原鎌足と謀り蘇我氏を亡し(御壽二十歳)乙巳歲六月孝德帝の皇太子と立ち、大化改新に參し御母齊明天皇の御宇再び皇太子に立ち大いに政を補佐し給ふ、壬戌歲百濟又亂れたれば阿曇比羅夫を遣し救たれ給ひしが我軍不幸利あらず百濟高麗ついに唐に亡さる、又天皇海外の恢興に御意籌く専ら内政に意を注がれ給へば神功皇后以來四百余年の朝鮮半島全く我國より離るに至る、甲子歲冠位十二階を制定、丁卯歲三月都を近江國に遷させ給ひ戊辰歲正月御即位の式を舉げ給ふ是れ近江大津宮なり、三年正月朝廷の禮節及行路相避の儀を制し二月戶籍を作らせ給ふ、庚午年籍と稱するもの之なり、又大化以來の新政を益々整へ學校を起し時計を作らせ給ふなど内治大いに整ふ、後世天皇を中興の英主と尊び奉るも宜なるかな、御治十年辛未歲九月聖躬不豫十二月三日(紀元千三百三十二年陽一月十日「翌年」)後事を皇太弟大海人皇子に托し聖壽四十六歳にて大津宮に崩し給ふ、十一月新宮に殯し終に現陵に奉葬天智天皇と追諡す。

參攷日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記



山 香 段



第三十九代

弘文天皇長等山前陵

(滋賀縣大津市別所大字南淨慶)

陵は北面の圓墳にして周圍三十七間八分、高さ二十四尺、四周に空堀と丘堤を築き聖域を廊す、天皇の皇子與多王、父帝の遺詔に遵ひ御即位前の第地たりし地に營陵遊され、園城寺を建立し父帝の冥福を祈らせ給ひしと云ふ、現兆域周回二百八間、明治十年考定せられ再修を加ふ

御名 大友初め伊賀皇子と曰す、天智天皇第一皇子、御母宮人 伊賀宅子娘いがかのやかとこむすめ持統天皇の同母皇弟たり、大化四年御降誕、天智天皇四年太政大臣に任せられ父帝不豫、皇太子大海人皇子位を辭して、出家修道を請ひ吉野に入られたれば、皇太子に立ち十二月父帝崩御以て大津宮に即位し給ふ、皇叔大海人皇子、翌壬申歲六月吉野に兵を稱するを聞召され、天皇美濃、尾張の兵を召され大和に邀へ撃たしめ給へど、軍利あらず引きて瀬田に守れど破れ、天皇逃れて長等の山前に至り七月二十三日(紀元千三百三十二年陽八月二十四日)自ら崩し給ふ、時に寶算二十五歳、治僅に八ヶ月然れば舊史天皇歴代に加へず、延喜諸陵式又其陵を載せざれど、水戸光圀の大日本史に大友天皇として御歴代に數へ奉る、其後明治三年七月二十三日、明治天皇典を修め歴代の内に加えられ弘文天皇と追諡し奉る。

參陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記



長等山前陵



第四十代
天武天皇

第四十一代
持統天皇

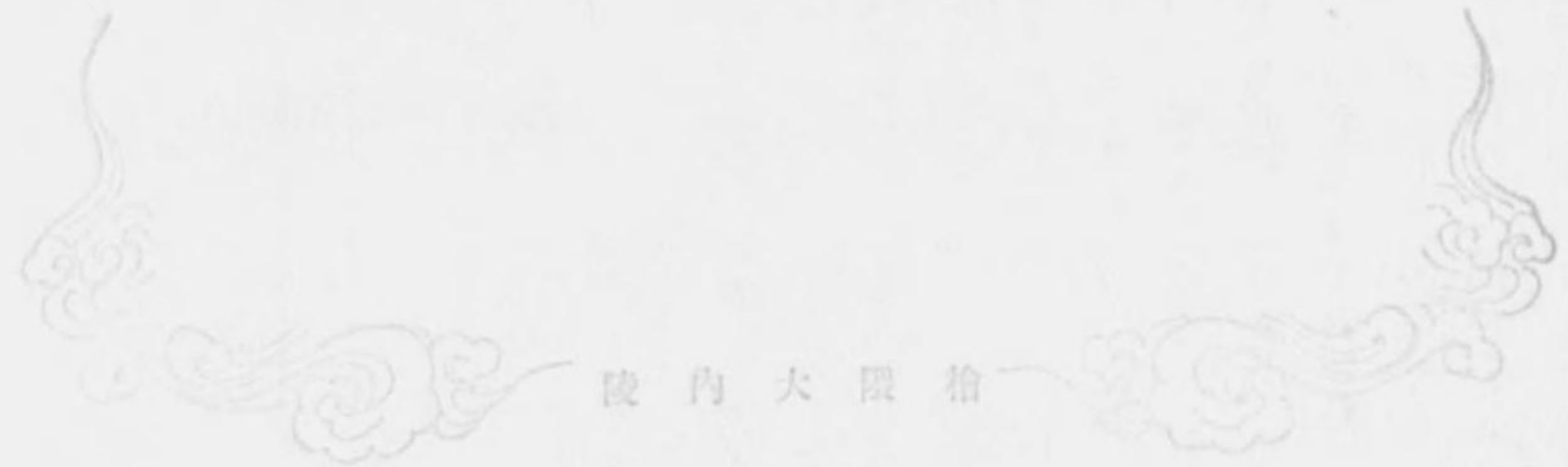
檜隈大内陵

(奈良縣高市郡高市村大字野口)

陵は式制東五町南北四町とあり、現陵は元治元年修治し兆域周回百三十五間五分、阜上南面の圓墳にして周回百〇六間五分、高さ二十一尺陵上には雜樹蒼蒼として四周を壓す、又舊記に陵形壇五成八稜と見ゆる點と式制と合する時は、元は高壯雄大なりしが如し

天武天皇 御名 天淳中原瀛真人 初め大海人皇子と曰ふ、舒明天皇第三皇子、御母寶皇女(皇極天皇)天智天皇の同母皇帝にして、推古帝治三十年御降誕、天智帝治二年立太子、全四年天智帝不豫に付天皇に後事を囑され給ふされど、天意大友皇子(弘文天皇)にあるを察し固辭して、僧となり吉野に入らせ給ふ、十二月天智帝崩御、弘文天皇即位し給ひ營陵に托して、美濃尾張の兵を召さると聞召され、天皇親ら兵を率ひ美濃に戦ふ、之れ壬甲の役に於て、弘文天皇敗れ長等山前に逃れ崩し給へば、九月大和島宮に還幸岡本宮に涉り飛鳥淨御原宮に入り、癸酉歲二月御即位遊され、皇兄天智帝の御定め給へる法令を補ひ内政を調へ給ふ、御在位十四年、朱鳥元年九月九日(紀元千三百四十六年陽十月四日)聖壽六十五歳にて崩御二年の後、持統天皇二年十一月現陵に奉葬天武天皇と追諡す。

持統天皇 御名 高天原廣野姬初め鸕野讚良皇女と曰ふ、天智天皇第三皇女御母嬪蘇我遠智娘大化元年御降誕、天武天皇未だ皇子たりし時、妃と立ち御即位の後皇后に立ち給ふ、朱鳥元年天武天皇崩御にあひ、皇太子草壁皇子(岡宮天皇)御幼少に互らせ給ひ、尙大津朝廷の殘黨地方にあり平らかならず、天皇朝に臨み制を稱し給ひしが、三年四月皇太子薨じ給へば、群臣の請を許し、四年正月遂に淨御原宮に御即位、八年十二月藤原宮に遷し治め給ふ、御



繪大內陵



第四十二代

文武天皇のつくまのあこ 檜隈安古岡上陵ひのくまのあこ

(奈良縣高市郡阪合村大字栗原)

陵は阜上南面の山形にしてカナメ生垣を繞し、現兆城周圍四百四十二間五分御名 天眞宗あめのまこと豐祖とよむらじ父初め珂瑠王かろと曰ふ、天武帝皇孫(草壁皇子の第一皇子)にましまし、御母阿閑皇女(元明天皇)天武帝十一年御降誕、持統天皇十一年立太子、八月受禪藤原宮に御即位時に御年十五、御在位中皇居を先頃よりも規模を宏大にし、大和三山の中間に制め給ふ、是れ我國都城の起源なり、尙天智天武以來の法令を刑部親王、藤原不比等らに命じ補ひ完成遊さる、世に大寶律令とはこれなり、即ち中央に神祇大政二官を置き、神祇官には神祭大政官には政務を統べしめ、地方には國司郡司を筑紫には大宰府を又徵兵制教育制を布き刑罰の法を定め、君父に對する罪を最も重くせらる、又度量器を制定し天下に頒つ等、只管御心を御仁慈に注がせ給ふ、御在位十一年改元三度、慶雲四年六月十五日(紀元千三百六十七年陽七月二十二日)御壽二十五歳にて崩じ給ふ、十一月十二日飛鳥岡に火葬し二十日現陵に奉葬、文武天皇と追諡す。

參照日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記



繪安古岡上陵



第四十三代
元明天皇奈保山東陵

(奈良縣奈良市奈良坂町養老ヶ峯)

陵は(式制兆域東西三丁南北五丁)現兆域周回二百四十八間余、南面の山形にして、頂は平地を抜く事六十五尺、陵上には松柏樹蒼生し周圍に石柵を繞す御名 日本根子天津御代豐國成姫 初め阿閉皇子と曰す、天智天皇第四皇女御母は嬪蘇我妊娘 弘文持統二帝の異母皇妹に互らせ給ひ、齊明天皇七年御降誕初め草壁皇子(岡宮天皇)の妃となり、文武 元正二帝の御母なり慶雲四年六月文武天皇崩御遊され皇嗣未だ幼く、遺詔に依りて七月御即位遊され、大和國藤原宮に御し給ひしが和銅元年二月詔して平城遷都を決し、御營宮二年有余、和銅三年三月平城宮に奠御遊さる、爾來光仁帝に至る七帝七十餘年の帝都なりき、天皇御代の初め武藏より銅を獻じ諸國にも銅を發掘あり、因て元號を和銅と改め、初めて通貨を鑄造和銅開寶と稱さる、又大安曆に勅して舊事を撰錄せしめ五年完成さる、是れ古事紀にして我國最古の歴史書なり、六年諸國に命して風土記を上らしめ給ひ、或は舍人親王(天武帝第四皇子)を總裁として日本書記を撰せらる、御在位七年靈龜元年九月位を氷高皇女に譲り養老五年十二月七日(紀元千三百八十二)「翌」年陽一月二日)聖壽六十一にて崩御「万物生死皆天地の理依て哀悲せず厚葬して業を破らす養老皇女に火葬し改葬する事勿れ」と遺詔を奉し、現陵に奉葬、元明天皇と追諡す。

參攷日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

「地盤なる事...」

「御宇...」

「御宇...」

「御宇...」

「御宇...」

「御宇...」

「御宇...」

「御宇...」

「御宇...」

「御宇...」

「御宇...」

「御宇...」

「御宇...」

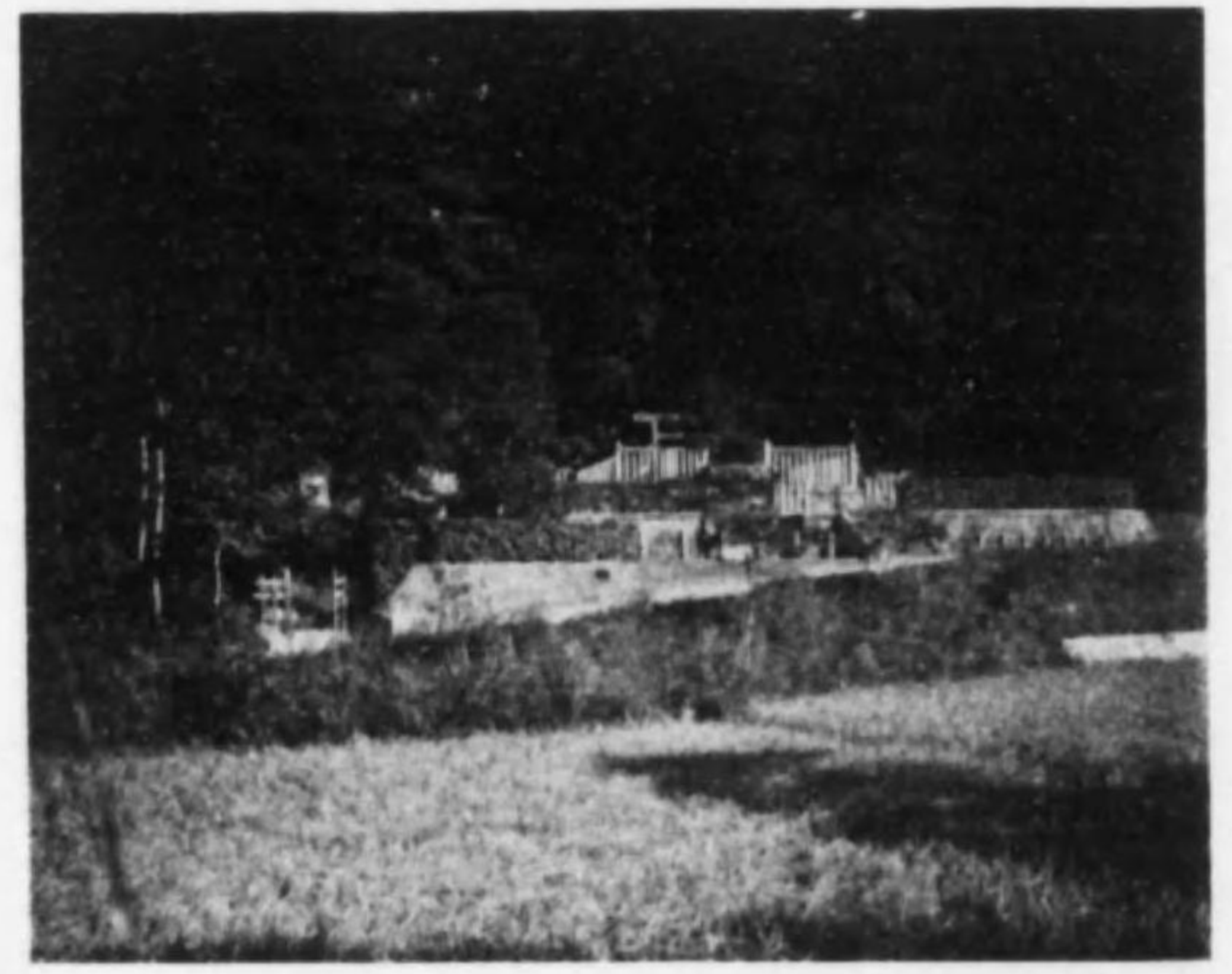
「御宇...」

「御宇...」

元明天皇奈保山東刻

(奈良縣奈良市奈保山東刻)

元 明 天 皇



奈 保 山 東 刻





奈保山東陵



第四十四代

元正天皇 奈保山西陵

(奈良縣奈良市奈良坂町辨天山)

陵は(式制兆城東西三丁南北五丁)現兆城周圍二百六十五間八分、山阜に倚りて南面に築かれたる山形にして、陵頂は平地を抜くこと七十六尺、四周に石柵を構へ城内には松柏樹鬱蒼森々たり

御名 日本根子高瑞淨足姫よこねのかみみづのあらしひめ又は米高ひたかと曰す、天武天皇々孫(草壁皇子第一王女)御母は元明天皇、天武天皇八年御降誕遊され、和銅八年九月元明天皇の禪を受けて大極殿に御即位なし給ふ、九月三日左京職より靈龜を献上す、因て元號を靈龜と改む、三年美濃國より神泉湧き孝子くみて親に進むれば酒と變じたりと天皇彼地に行辛老を養ふ大瑞なりとし、養老と改元大赦を行わせらる、吉備眞備、阿倍仲麻呂等此年に入唐す、同二年藤原不比等ふひらのに勅して大寶律令を修補せらる、律十卷十二篇、令十卷三十篇より成り養老律令とは是なり、又同四年には先帝の勅命に依り撰したる日本書記を、舍人親王より上り又大伴旅人おほはらのりつとをして隼人(今の沖繩縣)を平定せしめ給ふ、御在位九年神龜元年二月位を聖武天皇に譲り、天平二十年四月二十日(紀元千四百〇八年陽五月二十六日)御壽六十九歳にて崩御、二十八日佐保山に火化し天平勝寶二年十月十八日現陵に御改葬、元正天皇と追諡す。

參照日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記



陵 河 山 保 泰

聖武天皇佐保山南陵

(奈良縣奈良市法蓮町)

陵は(式制東四段西七丁南北七丁)現兆域周回三百三十三間五分、丘隴の中腹に倚り南面に築かれたる山形にして、陵頂は平地を抜く七十八尺、域内には雜樹蒼鬱として聖域を覆ふ、後興福寺の僧石材採集の爲本陵を堀り足利末期松永氏の築城等の爲め舊形の見るなし、世の變遷とは云へ此大不敬行爲あり歎しき極みなり

御名 首^{オビ} 文武天皇々子 御母皇太夫人宮子^{みやこ} 娘大寶元年御降誕、和銅七年六月立太子、神龜元年二月元正帝の禪を受け大極殿に即位し給ひ、天平と改元八月夫人安宿媛^{やすかひめ}(不比等の女)を立て皇后となし給ふ、天皇深く佛法に歸依し、諸國に國分寺國分尼寺を建て、奈良に東大寺を建て、總國分寺とし丈六の盧舍那佛^{ろしやなぶつ}を鑄させて安置せらる、奈良大佛是れなり、かく朝廷の崇佛と共に佛法の最盛期にして行基、鑑真等名僧多し、又佛法と共に美術工藝大に發達し建築、彫刻、鑄造、織物、刺繡、漆器等善美巧妙を極め後世天平時代と呼び我國美術史上の一新紀元なり、小野朝臣の「あをによし奈良の都は咲く花の」と泳せしも宜へなるかな亦皇后は特に御慈悲深く、悲田院、施藥院等御事蹟多し、在位二十六年、天平勝寶元年七月位を孝謙帝に譲り、出家して親ら三寶の奴と稱さる、八年五月二日(紀元千四百十六年陽六月七日)聖壽五十六にて崩御、二十日現陵に奉葬、天平寶字二年淳仁天皇、勝寶感心聖武皇帝と追尊、後、聖武天皇と追諡せらる。

參照日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記



佐保山南陵



第四十七代

淳仁天皇 淡路陵

(兵庫縣三原郡集村實集)

陵は南面に築かれたる山形にして、周壕、土手を繞し、周回四百六十間あり
陵上には老樹蔚蒼として、全丘を蔽ふ

御名 おほの 大炊 天武天皇の皇孫(崇道盡敬皇帝第七王子)御母大夫人當麻山背
天平五年の御降誕、天平寶字元年四月皇太子と立せ給ひ、二年八月孝謙天皇
の禪を受け御即位遊さる、時に太上天皇(孝謙)僧道鏡を親愛せられたれば
彼れ非常に増長横暴の爲め、天皇深く道鏡を惡み疎じ給ふ、されば太上天皇
憚ばず八年十月天皇を廢せられ淡路に配流さる、斯くて遂に淡路の配所に崩
じ給ふ、時は天平神護元年十月二十三日(紀元千四百二十五年陽十一月十四
日)御在位六年、聖壽三十三歳、世に淡路廢帝と曰ふ、寶龜三年八月光仁天
皇の御代一度御改葬せられ、明治三年七月二十三日淳仁天皇と追諡す。

參陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記



淡路陵



第四十八代（第四十六代）

稱徳天皇高野陵

（奈良縣生駒郡平城村大字山陵）

陵は（式制兆域東西五丁南三丁）現兆域周回二百五十三間、西面山形の高陵にして前後二丘よりなり、後丘徑三十七間高さ八十九尺、前丘徑三十四間高さ四十七尺、前後徑六十一間、周濠と柏生垣を環し、陵上には老松枝を交え鬱蒼とせり

御名 阿倍 聖武天皇第二皇女 御母は皇太后光明子安宿媛養老二年御降誕天平十年正月皇太子と立たせ給ふ、御女性の立太子あらせられしは、天皇を以て始とす、天平勝寶元年七月聖武帝の禪を受け、御即位遊され給ふ、初め新田部親王の皇子道祖王を皇太子とし給ひしが、惠美押勝（藤原仲麿）の勸によりて之を廢し、天平寶字元年四月、淳仁天皇を皇太子とたて二年八月位を譲り、太上天皇となり政を開召さる、然るに押勝、道鏡を憎みて反したれば誅せらる、亦淳仁天皇をも廢して淡路に遷し自ら重祚せらる、天皇、亦御父に劣らす佛法を信じ給ひき、されば、押勝の除かれてより、僧道鏡一人御親任せられ、太政大臣に任せられ法王の位を授けらる（天平神護二年）和氣清麻呂の忠節「我國は開闢以來君臣の分定めり、未だ臣を以て君とせること非ず、天日嗣は必ず皇緒を立てよ、無道の者は速に除くべし」と神託を奏上せしも此御代なり、道鏡清麻呂を穢麻呂と改め大隅に流す、在位前朝（孝謙帝）九年後朝六年寶龜元年八月四日（紀元一千四百三十年九月一日）西宮に崩御、御年五十三歳、是日使を遣し三關を固め（天皇々后崩御の時の儀式として美濃の不破、伊勢の鈴鹿、越前の愛發の三關を固め久しく行わる）十七日現陵に奉葬翌二年八月四日、前朝孝謙、後朝を、稱徳と追諡し奉る。

參照日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記



高野陵



第四十九代

光仁天皇 田原東陵

(奈良縣添上郡田原村大字日笠)

陵は(式制東西八丁南北九丁)現兆域周回百四十二間、三壇に築きたる圓墳にして南面し封土の高さ二十三尺、墳墓周回百八間、空堀を有し低き外堤と楡の生垣を環す、域内には縦樹鬱蒼す

御名 白壁しろかべ 天智天皇々孫(施基親王第五王子)御母贈皇太后櫛姫つとひめ和銅二年十月十三日御降誕、初め諸王たりしが天平九年從四位、下夫より累進して正三位に昇らせ給ひ、天平神護元年勳二等參議中納言を歴て二年大納言、寶龜元年八月稱德帝崩御皇嗣未だ定まらず、藤原百川ふじはらもがわ吉備眞備等きびまきび、遺詔と稱して天皇を奉じ十月大極殿に即位し給ふ、天皇直ちに道鏡を下野に逐ひやり、清麻呂を大隅より召し還し給ふ、又御心を専ら政治に注がせ給ひ勤儉を行ひ前代の弊政(秦平になれ朝廷佛教を偏信し寺院僧侶の爲め財を費すこと多く財政漸く困難となり人民は課税の重きを歎き政治著しく亂る)を除かせ給ふ天皇又唐の千秋節に倣ひ天長節を定めらる、阿倍廣蟲(清麻呂の姉)又清麻呂と力を合せ忠勤す、御在位十一年、天應元年四月位を桓武天皇に譲り、十二月二十三日(紀元千四百四十二)翌年陽一月十五日)崩御時に御壽七十三歲延暦元年正月七日廣岡山陵に奉葬、同五年十月二十八日現陵に御改葬、光仁天皇と追諡す。

參攷日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

天皇三年

皇天仁光
 光武天皇
 天皇三年
 皇天仁光
 光武天皇
 天皇三年

光武天皇田原東刻

皇天仁光

皇天仁光

皇天仁光



田原東陵





田原東陵



351

589

聖光錄 (非賣品)

昭和八年十月二十五日印刷
昭和八年十一月三日發行

京都府下京區南少井蓮花屋町上九元日町
發行所 南野正一

京都府下京區佛光寺通小橋東入
編輯者 伊藤重太郎

京都府下京區壬生川蓮花屋町上九
印刷者 戸田辰五郎

京都府中京區河原町通六角下九奈良屋町
印刷者 黒山喜一郎

發行所 松林堂

電話 五三三三番
電話 六七七一五六番

不許複製

終

